

地域用水環境整備事業（継続）

1. 趣旨

- (1) 我が国の農村社会においては、稲作のための水利用を通じた「水社会」とも言われる地域社会が形成されてきているなど、農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、地下水の安定など地域用水機能を有している。
- (2) このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その機能の一層の発揮が求められてきている。
一方、近年の構造政策の進展や農村の混住化の進展等は、集落による施設管理機能の低下や水質の悪化等を招き、地域用水機能の発揮を阻害しつつある。
このため、適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくことが求められている。
- (3) また、平成11年7月に施行された「食料・農業・農村基本法」においても、「農業生産活動を通じた多面的機能の発揮が農業・農村に期待される役割であること」、「農業の有する食料の安定供給機能と多面的機能の重要性に鑑みた農地、農業用水等を確保すること」が明記されるなど、農業水利においてもその多面的機能の持続的発揮を図ることが重要となっている。
- (4) このため、地域用水を核とした農業水利の多面的機能を発揮させるための総合支援対策として、地域用水環境整備事業を実施する。

水環境整備事業、防災水利整備事業、農業水利施設魚道整備促進事業、歴史的土壌改良施設保全事業を平成12年度に整理・統合

2. 事業内容

(1) 地域用水環境整備型

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる以下の整備を実施。

親水・景観保全施設、生態系保全施設、防火施設、利用保全施設
地域用水機能増進施設、特認施設

(2) 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施。

3. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

(単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備は都道府県のみ)

(市町村、土地改良区、その他団体の場合は地域用水環境整備統合補助事業として実施)

4. 補助率

(1) 地域用水環境整備型 農林水産省、北海道、離島50% 奄美52% 沖縄2/3

(2) 歴史的施設保全型 50% (ただし沖縄にあっては75%)

5. 平成18年度概算決定額

2,840,000(3,383,000)千円

(担当課：農村振興局整備部水利整備課)